平成２８年（フ）第８５３６号
東京都足立区東伊興２丁目10―22　レオパレス21　シャルム２　202、住民票上の住所東京都足立区東伊興２丁目10―22　レオパレスシャルムⅡ202
債務者　増田　法子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４２号
東京都調布市上石原１丁目37―16―102
債務者　上川　翔吾
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４４号
東京都練馬区富士見台１丁目15―20―201
債務者　和田　佳恵
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４７号
東京都世田谷区赤堤２丁目44－３－201
債務者　竹村　雄哉
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４８号
東京都世田谷区赤堤２丁目44－３－201
債務者　竹村　典子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４９号
東京都江戸川区南小岩４丁目13－２
債務者　長田保志美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５２号
東京都稲城市大丸1364―202
債務者　阿部　悦子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６８号
北海道上川郡上川町新町295番地９
債務者　高橋　広恵
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１３４号
香川県東かがわ市松原823番地
破産者　髙嶋株式会社
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３６号
香川県東かがわ市湊1965番地２
破産者　髙嶋　一男
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５５号
香川県東かがわ市松原592番地１
破産者　髙嶋　　智
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号
山口県光市木園１丁目10番11号　グリーンヴィラＢ棟202号、前住所山口県光市中央１丁目13番12号、旧住所山口県周南市大字徳山5687番地18　グランドール辻201号
破産者　長弘　澄子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4656番地
破産者　𠮷野　正人
1　破産債権の届出期間　平成28年12月21日まで
2　一般調査期日　平成29年１月31日午前10時30分
平成28年11月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
北海道旭川市永山４条９丁目１番９号　あさひコーポ201号
破産者　岡田　早苗
1　破産債権の届出期間　平成29年１月４日まで
2　一般調査期日　平成29年２月１日午後３時
平成28年12月１日　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
秋田県能代市字下内崎２番地１
破産者　佐々木鉄弘
1　破産債権の届出期間　平成29年１月４日まで
2　一般調査期日　平成29年２月２日午後１時30分
平成28年12月１日　秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第７４号
香川県丸亀市土器町西６丁目113番地　平成ハイツ　６号館106号室、住民票上の住所香川県丸亀市郡家町2270番地　サーパス郡家第２―302号
破産者　尾崎　貫信
1　破産債権の届出期間　平成29年１月12日まで
2　一般調査期日　平成29年２月27日午後２時30分
平成28年12月１日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３７６６号
大阪府池田市姫室町９―12　ジュネス姫室106、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町宿野131番地
破産者　福井　則夫
1　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
2　一般調査期日　平成29年２月13日午後２時
平成28年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部